

議案第16号

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の変更に関する協議について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

第2期君津地域広域廃棄物処理事業の実施に伴い、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会の事務所を木更津市から富津市に移転させること等から、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約を変更するため、地方自治法第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を次のように改正する。

第5条中「千葉県木更津市潮浜三丁目1番地木更津市環境部まち美化推進課」を「千葉県富津市下飯野2443番地富津市市民部環境保全課」に改める。

第10条第1項中「木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室」を「富津市市民部環境保全課」に改める。

第17条第3項中「木更津市」を「富津市」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。